

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています

- ★ 健康診断の結果等、健康管理に関するご相談
- ★ 必要に応じて専門の医師・医療機関をご紹介
- ★ 介護・保健・福祉サービスの相談および  
主治医として介護の意見書の作成
- ★ 夜間・休日の問い合わせへの対応

#### 【夜間・休日】のお問合せ

- ◆当院で透析を受けられている方は、指定の緊急連絡先にご連絡ください。
- ◆当院の訪問診療を受けておられる方は、指定の緊急連絡先にご連絡ください。
- ◆発信者番号通知または電話番号の頭に 186 を入れ、番号が着信履歴に表示されるよう設定をお願いします。

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

